

## 建設工事における最低制限基準金額の一部事前公表について

五條市が発注するすべての建設工事において、最低制限価格を試行的に事後公表としておりましたが、平成28年4月1日以降の指名通知分より、設計金額が税抜き250万円未満の工事においては、最低制限基準金額を設定し、開札当日くじによる算出割合を乗じて最低制限価格を算出します。

### 1. 対象となる案件

税抜き設計金額250万円未満の指名競争入札となる工事

### 2. 最低制限価格の算出方法

最低制限価格は、事前公表している最低制限基準金額に当日くじにより決定される最低制限価格算出割合を乗じた額とします。(千円未満の端数がある場合は、切り上げます。)

※最低制限価格算出割合・・・開札時に開札立会者2人が「1の位(8, 9)」と「小数点第1位(0~9)」を決定する「くじ」を引き、98.0%~99.9%の範囲で決定します。

#### 参考例

開札時に、開札立会者Aが「1の位」を9、開札立会者Bが「小数点第1の位」8をひくことにより、最低制限価格算出割合を99.8%と決定します。

次に最低制限基準金額に99.8%を乗じた額を最低制限価格に決定し、落札者の判定を行います。

#### 【閲覧時に入札概要書にて公表】

(設計金額)	1,000,000円	事前公表
(最低制限基準金額)	850,000円	事前公表

#### 【開札当日】

最低制限価格の決定

850,000円(最低制限基準金額) × 99.8% = 849,000円  
(千円未満切り上げ)

この入札について、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。